

令和 4 年 12 月 20 日

基本方針にある基準に基づいた具体的な枠組み及び学校ごとの考え方に対する整理（私案）

会長 作野広和

1. 決定するための前提

- 1) 基本的な考え方（答申文に盛り込む要素）
 - ア. 答申の有効期限を令和 17（2035）年と想定する
 - イ. 「適正配置基本方針」の視点 1～視点 4 に軽重はないものとし、一体的に捉える
 - ウ. 決定にあたっては地域・学校の実態及び住民・関係者からの意見を十分に踏まえた上で、本審議会が決定する
- 2) 付帯的な要素（決定する際に意識する点）
 - ア. 教育委員会及び首長部局は答申結果が尊重されるものと考えて決定する
 - イ. 答申時には学校単位で適正配置を明記し、複数案は設けない
 - ウ. 答申後、想定した期間内に計画を変更しなければならなくなった場合には、本審議会と同程度の時間をかけて審議を必要するものとする（安易な計画変更は行わない）

2. 基本方針にある基準に基づいた具体的な枠組み

- 1) 枠組み提示の方法
 - ・ 3 つの方向性に基づいて、現在ある学校を単位としてどのような再編が考えられるのかについてシミュレーションを行う
 - ・ 3 つの方向性は、それぞれが学校再編の原案ではなく、これらを組み合わせる形で原案を検討する
- 2) 想定される 3 つの方向性

A. 学校存続重視

- ・ 現在の学校を極力存続させる
- ・ ただし、山間地域において希望した場合には隣接した学校と統合を行う

B. 地域性重視

- ・ 地域としての枠組みを重視した上で、基本方針に基づいて一定程度の統合を行う
- ・ 山間地域は地域の実態を踏まえ、基本方針に記された基準よりも少人数の学級を設置する

C. 規模重視

- ・ 基本方針に基づいて、地域としての枠組みに基づき統合を行う
- ・ 全市において、基本方針に記された基準に基づく

3. 学校ごとの考え方に対する整理

- ・ 方向性 A～C を踏まえた上で、学校単位で考え方を整理する
- ・ したがって、答申に記載する再編の原案は、方向性 A～C の組み合わせによって提示する

本書類は、作野広和が「安来市小中学校適正配置審議会」の会長として提示するものです。
審議会委員以外の方からご意見・ご質問がある場合には、作野広和まで直接連絡をお願いします。
<連絡先> 島根大学教育学部地理学研究室 作野広和

hsakuno@edu.shimane-u.ac.jp 0852-32-6107 090-2006-9162